

会議の概要

開会 午後 2 時 45 分

赤井教育長

それでは、令和 8 年第 9 回宝塚市教育委員会定例会を開催いたします。
本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。

飯田課長

傍聴希望者はいらっしゃいません。

赤井教育長

本日の署名委員は川上委員です。よろしくお願いします。
本日の付議案件は、報告事項 1 件、議決事項 2 件、議決事項以外の案件 1 件です。
それでは、進行について事務局からお願いします。

飯田課長

本日の付議案件は、報告事項 1 件、議決事項 2 件、議決事項以外の案件 1 件です。

案件は、報告第 7 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和 8 年度教育委員会所管一般会計補正予算（第 1 号）（案）の提出について）、議案第 11 号 宝塚市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について、議案第 12 号 令和 9 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択の基本方針及び令和 9 年度使用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択方針の決定について、報告事項 令和 9 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択に関する諮問事項について（答申）です。

審議の順としましては、報告第 7 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和 8 年度教育委員会所管一般会計補正予算（第 1 号）（案）の提出について）、議案第 11 号 宝塚市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について、報告事項 令和 9 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択に関する諮問事項について（答申）、議案第 12 号 令和 9 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択の基本方針及び令和 9 年度使用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択方針の決定について、の順でお願いします。

議案第 12 号及びこれに関連する答申の報告については、一括での審議をお願いいたします。

なお、報告書に記載されている宝塚市公立学校教科用図書選定委員会会長名に関しては本年 8 月まで非公開のため、審議の際は取扱いにご注意ください。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

赤井教育長

それでは、報告第 7 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和 8 年度教育委員会所管一般会計補正予算（第 1 号）（案）の提出について）、担当課より説明をお願いいたします。

飯田課長

報告第 7 号 専決処分した事件の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本件は、令和 8 年度一般会計補正予算（第 1 号）（案）のうち、教育委員会関係予算にしまして、令和 8 年 6 月市議会定例会に議案を提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長に次の予算案をもって意見を申し出るものです。

本来であれば教育委員会の会議において御審議いただくべきものですが、財政当局による予算査定結果の通知以降、6 月補正予算（案）が審議される本市都市経営会議の開催までの間に教育委員会を開催することが困難であったことから、宝塚市教育委員会事務決裁規則第 7 条第 1 項に規定する「緊急やむを得ないとき」に該当するとして、専決処分したものです。

令和 8 年度教育委員会所管一般会計補正予算（第 1 号）（案）につきましては、歳入予算から 27 億 1, 038 万 5 千円を減額し、総額を 20 億 4, 642 万 2 千円といたします。

また、歳出予算から 33 億 4, 307 万 2 千円を減額し、総額を 53 億 3, 997 万 8 千円といたします。

3 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正という表をご覧ください。

6 月補正予算の総額は、歳入が 27 億円超、歳出が 33 億円の減額となりますが、そのほとんどを教育環境整備課（予算要求時は、施設課）と学事課が、3 月補正に前倒し計上した重複分を落とす減額が占めています。当該重複分を除いた合計額は、歳入が 1 億 661 万 3 千円の増額、歳出が 1 億 999 万 9 千円の増額となります。

次に、4 ページの令和 8 年度 6 月補正予算説明資料で、各課の要求内容をご説明いたします。

まず No.3～10 までの教育環境整備課と学事課の一部について、説明します。

先ほど申し上げたとおり、3 月補正に前倒し計上しました学校施設の修繕・工事費について、令和 8 年度当初予算でも計上しておりましたので、重複分を減額します。

続いて No. 1～2、No. 11～14 については、給食費に関する内容となります。

No. 11～13 は、国の給食費負担軽減交付金について、特別支援学級の取扱いが決定したため、同学級分の賄材料費を増額します。それに伴い、No. 14 の特別支援教育就学奨励費補助金のうち給食費分の補助について減額します。

続いて No.15～26 の学校教育課の内容となります。

No. 15～22 は、部活動地域移行に係る国制度変更に伴い、必要な経費を増額又は減額するものです。そのうち、No. 19 の地域クラブ活動支援補助金は、地域クラブへ活動費等の支援

を行うもので、No. 20 の地域クラブ活動参加支援金は、生活困窮世帯の生徒の参加費等の家庭に対して支援を行うものです。

No. 23 は、トライやる・ウィークの実施に関して、対象学級が 2 学級増加したため、増額するものです。

No. 24～25 は、県委託事業で体力・運動能力の向上を目的とした事業である「みんなで体力チャレンジぐんぐんキッズ」の実施に伴い、費用（講師謝礼、消耗品費）を増額します。

No. 26 は、基金をとりくずして図書を購入するものです。

No. 27～40 は、教育支援課の内容となります。

No. 27 は、国の補助金交付決定にともない、相談員の人件費を増額するものです。

No. 28～36 は、教育相談事業において、国の補助金交付決定を受けて、相談員等の人件費・旅費・消耗品・委託料を増額するものです。

No. 37～40 は、子ども支援事業において、県から補助金要綱の通知があったことから、要綱に示された補助対象・補助率に基づき所要額を計上するものです。

No. 41 の中央図書館の内容です。市民から寄付金を活用して中山台分室の児童図書を購入するものです。

最後に、No. 42 のスポーツ振興課の内容です。宝塚ハーフマラソン大会の実施に向け、実行委員会への補助金を計上するものです。

説明は以上です。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

赤井教育長

ありがとうございます。何か質問等がありましたらお願いします。

石井委員

2 点あります。まず、5 ページ目の 1 番下、参考のところで、工事費除いた補正額が 1 億円増えたとありますが、3 ページ目の歳出で増額分が 1 億円もない気がします。増額でいくと、学校教育部と社会教育部だと思いますが、それぞれを足して、おおめに見ても 7,000 万円ぐらいだと思います。

飯田課長

学事課につきましては、歳入で言いますと 1 億円の減額、歳出で言いますと 1 億 5000 万円の減額となっており、この中に、工事以外の増額分が含まれています。具体的には、学校給食関連の No.11, No.12, No.13 で 6 千万円増額をしております。

石井委員

そうすると、歳出に関して工事費の減額が 33 億円より多いってことですか。

飯田課長

そうですね。歳出だけでいきますと、全体で 33 億円の減額ですが、工事費では、約 34 億 5000 万円の減額です。

石井委員

そういうことですね。わかりました。ということは、工事費はもっと減額になっていたということですね。

飯田課長

はい。そのとおりです。

石井委員

わかりました。

次に、細かい内容ですが、No.24、No.25 の体力チャレンジについてです。これ具体的にはどんな内容をお考えなのでしょう。4 ページ目です。講師謝礼と消耗品です。

三木課長

「みんなで体力チャレンジぐんぐんキッズ」の事業詳細のことでしょうか。

これは県から、モデル校として 1 校指定されて、15 万円のお金をいただいた上で、小学生の発達段階に応じた課題について実践研究を行うというものになっております。

具体的には、児童の内発的動機付けにつなげる授業改善の工夫を行うもので、対象は小学校の中学年である 3 年生、4 年生となっております。

実は、県の指定では低学年、中学年、高学年とありますが、県からお声がけがあり、宝塚市では小学校中学年で実施するよう指定があったと聞いております。

具体的には、5 年生で全国運動能力運動習慣テストという文科省の調査がございます。それに向けて 3 年生、4 年生の段階から、今回、専門的な講師の先生に来ていただき、継続的に体力測定や運動の仕方を先生の教えを請いながら、例えば、投げることの練習や走り方の工夫とか、そういったものを指導してもらいながら授業に取り組むというものです。

講師の先生に教えてもらうに当たり、消耗品等が必要となります。具体的に聞いている話では、小さいミニハードルなどを買って、走り方の訓練をするなどして、1 年間通じて体力向上に取り組むことになっております。

今回は、光明小学校が手を挙げてくれておりますので、光明小学校でお願いすることになっております。

石井委員

体育科の教科の研究とかではなくて、全国の調査に向けたみたいな対策になりますか。

三木課長

はい。対策にも繋がります。今回、光明小学校を選んだ理由は、光明小学校がやりたいと言ってくれたというところもありますが、光明小学校は運動習慣や意欲に関する数値がそんなに高くない学校となります。

そのため、こういった運動に対する内発的動機付けにもつながるのではないかと、ということで、光明小学校に協力をお願いするということになりました。

石井委員

なるほど。

赤井教育長

よろしいでしょうか。他に何かございませんか。

春日井委員

素朴な質問ですけど、教育環境整備課や学事課が関わっている施設設備で、ダブルカウントしていて、そこの分が減額になっただけなのだという説明ありましたが、それってというのは通常、こんな大きな額で毎年起こりうる状況なののでしょうか。

三浦課長

そうですね、年度末に国の補正予算の中で交付金が決定したということを受けて、3月補正で急遽上げて、ということなので、だいたいこのくらいの時期に重複計上された予算を6月補正ぐらいで落とすというパターンが、毎年1回があるような形ではあります。

春日井委員

なるほど。

決して見通しが甘かったとか、高く盛り込んで持っていたとか、そういうことではなくて、ということですね。

三浦課長

はい。

赤井教育長

すぐ使う方が市にとって有利ですので。

春日井委員

それを待ってからですか。

赤井教育長

そうです。逆に言いますと、当初予算と 3 月補正をダブらせて予算計上しています。当初予算が前年の 12 月ぐらいにほぼ立案されていますよね。ところが、国が 3 月補正のタイミングで交付金の要求を受け付けることになったので、チャンスを見て当初予算と同じものを計上して、それが通れば重複した予算を 6 月補正で落とせるっていう見込みを立てて、逆に重ねて予算要求しています。

あと、交付税措置があり、市にとってかなり一般財源的に有利ですので、そういった形で予算要求を重ねているっていうのは、手法として取っています。

春日井委員

わかりました。

石井委員

これって、今回の補正予算は広報誌に載りましたか。

赤井教育長

まだ、これから。

石井委員

教育費 33 億円も削るのって。

赤井教育長

今日から 6 月議会が始まりましたので、まだ出ているのかは分からないよね。

広報誌に出っていましたか。

石井委員

いや、僕見てないですね。

赤井教育長

そうですか。

宝塚市の財政が厳しいと普段から言っているの。どんな掲載されているかわかりませんけど。

石井委員

これでね、33 億円削ったみたいなの。

赤井教育長

出ていましたか。

石井委員

いや、広報誌に出ていたら嫌だなと。

赤井教育長

いや、ないと思います。

けど、市としてきちっと説明していけば、決してその削った分で施設整備をやめたわけじゃなくて、どの年度の予算を使うかだけですから、理解いただけると思います。

石井委員

説明が行き届けば良いと思います。

赤井教育長

そういうことですね。

石井委員

広報誌なんかで、予算の円グラフとかよく出ているじゃないですか。

赤井教育長

国の 3 月補正が付かなかった場合は、当初予算を付けているので、当初予算で計画的に施設整備をすることになりますが、補正予算が全額ついた場合は、それを優先的に使って当初予算から落としているというパターンです。

他、いかがですか。

先ほどのメタバースの件もよろしいですか。

松浦委員

この予算の中ですよ、No.28 からの予算ですよ。

それは全部メタバースではないですね。

前川副課長

メタバースの中で、以前は私達が講師としてやっていたのを、高校生バージョンや、小学

生・中学生バージョンには講師に入ってもらって、まずやってみたいなと思っています。

実証実験という形になりますが、まずそのいただいたアプリから託されたお金を使ってやってみて、ノウハウを今年 1 年覚えて様子を見てみて、本当に子どもたちにとって効果的かどうかというのを検証したいと思います。

松浦委員

これ、内容としては、この NPO 等と連携した子どもの居場所作り支援モデル事業ってなっていますが。NPO さんというのはどこになりますか。

前川副課長

必ず NPO ではなくて良いと言われているので、市が他の企業とタイアップしながらやっていくということです。メタバース空間を提供してくださるところを、この後、公募していきたいと思っています。

松浦委員

はい、分かりました。

赤井教育長

他に何かありませんか。よろしいですかね。

それでは、報告第 7 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和 8 年度教育委員会所管一般会計補正予算第 1 号（案）の提出について）はご承認いただけるということでしょうか。

委員

（承認）

赤井教育長

ありがとうございます。

続きまして、議案第 11 号 宝塚市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について、担当者より説明をお願いします。

飯田課長

議案第 11 号 宝塚市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由を申し上げます。

議案第 2 号の資料、ご覧ください。

本件は、現行の宝塚市教育委員会事務決裁規則において、引用条項に不整合が生じて

いる箇所があることから、整理を行うものです。

当該不整合については、平成 27 年 4 月施行の「宝塚市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則」において一部を改正しましたが、その時に、こちらの資料の新旧対照表をご覧いただきたいんですが、第 2 条第 2 号のところで、今、現行は第 6 条を引用していますが、ここで条ずれが生じておりまして、第 6 条のところ第 7 条に修正をするということになります。

改正前につきましては、改正の新旧対象表のとおりになります。

説明については以上になります。よろしくお願いします。

赤井教育長

ありがとうございます。

それでは、何かご質問等ありましたらお願いします。

委員

(なし)

赤井教育長

よろしいですかね。

それでは、議案第 11 号 宝塚市教育委員会の決裁規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

委員

(承認)

赤井教育長

ありがとうございます。

続きまして、報告事項 令和 9 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択に関する諮問についての答申、議案第 12 号 令和 9 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択の基本方針及び令和 9 年度使用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択方針の決定について、担当課より一括して説明をお願いいたします。

高橋副課長

よろしくお願いします。

報告事項 令和 9 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択に関する諮問について（答申）、及び議案第 12 号 令和 9 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択の基本方針及び

令和 9 年度使用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択方針の決定について、一括して内容及び提案理由を御説明申し上げます。

本件は、令和 9 年度に使用する教科用図書について、採択の基本方針等を定めるものです。採択の基本方針等につきましては、令和 8 年 4 月 24 日に開催された教育委員会の会議（定例会）で議決いただいた案をもって、宝塚市公立学校教科用図書選定委員会に諮問いたしました。これについて、5 月 7 日に開催いたしました第 1 回宝塚市公立学校教科用図書選定委員会において慎重に審議いただいた上で、5 月 11 日に教育委員会に答申をいただきました。

この答申を尊重し、令和 9 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択の基本方針等を別紙 1 から 2 のとおり決定しようとするものです。

5 月 7 日の選定委員会にて議論されました内容について、委員からの主な御意見と合わせて御報告いたします。

まず事務局から、本年度の教科書採択について、宝塚市公立学校教科用図書選定委員会規則及び文部科学省通知に則り、「公正確保」「教科書会社による過大な宣伝の禁止」「採択権者の権限と責任」「情報の公開」「教科書展示会」等に留意しながら進めることを説明いたしました。

その後の協議では、学習指導要領の内容に沿ったものであるかどうかだけでなく、宝塚の子どもたちにとって最も良いものとなることを念頭に進めていくことを、選定委員全員で確認し、採択の基本方針に係る答申を原案どおりに決定いたしました。

続いて、学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択方針に関しては、教育委員会事務局より、市内の特別支援学校・学級に在籍している児童生徒の人数や実態に加えて、宝塚市立学校に在籍する全ての児童生徒に対する割合が、6.7%にあたること等の説明を行いました。委員からは、特別支援学校で一般図書を使って、表現する力を伸ばす取り組みや、一人ひとり障害（がい）は違うので、その子の教育的ニーズを把握し、最も適した教育を行っていくことの大切さと、そのためには多様な教科用図書が必要となること等の御意見をいただきました。また、保護者の委員からは、障害をもつ児童生徒が増える中、一人ひとりの障害に合わせて教育支援を行うことに期待するなどの御意見をいただき、協議を経て、令和 9 年度使用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択方針に係る答申を原案どおりに決定いたしました。

説明は以上でございます。

赤井教育長

ありがとうございます。

この件につきまして、何かご質問等ありましたらお願いします。

川上委員

ご説明についてどうこうという話ではないですが、後学のためで。

特別支援学校、特別支援学級での教科用図書の採択のところで、基本方針をご説明いただきましたが、その採択の適否を教科書と教科用図書とされているもの以外も含めて検討されるということですね。

高橋副課長

はい。国が指定しているもの以外のところでも、検討していくと。

川上委員

これ、実際どういう手続きでされているものですか。

高橋副課長

今後、調査委員会が立ち上がりまして進めていきますが、まずは、国が出している一般図書のリストがありまして、それを確認します。

その中で県もリストを出してきまして、そこを合わせながら確認していきますが、それ以外の部分で言えば、調査員それぞれが、国のリストには入っていないんだけどぜひこの本は一般図書・教科書として適切であるので採用したい、ということで推薦本を持ち込まれます。

それは、調査委員だけが希望できるのですが、調査委員の推薦図書が持ち込まれて、宝塚市として、一般図書・教科書として認めて良いかどうかということを調査委員会の中で検討して決定しているということです。

川上委員

はい、ありがとうございます。

その検討の結果っていうのは、ここの場にもう 1 回報告が上がってきますか。

高橋副課長

はい。

6 月中に調査委員会が何度か行われまして、今申し上げたような手続きで決定します。7 月の教育委員会定例会の開催日の前には、教育委員の皆さんに見ていただけるように図書を用意する予定です。

川上委員

ありがとうございます。

赤井教育長

よろしいですか。他に何かありますか。

石井委員

ちょっと意見です。支援級に子どもさんが行っている保護者さんから、支援級で使っている教科書の展示もどこかで行ってもらえないかという希望を聞きました。もちろん保護者は教材に対する知識もないので、学年が変わり、支援級の先生から提示された本を使うしかなく、言われるがまま使うしかない。

図書館などで、教科書は展示とかしてもらって見ることができたので、一般図書もそういった対応はしてもらえないですか、という意見を聞きました。もし可能であれば一般図書の方もぜひ展示やってもらえたら良いのではなかと思います。

毎年のことなので、ちょっと大変かもしれないですが。

高橋副課長

全体の話ですか。

石井委員

はい。

高橋副課長

ただ、何百冊もあるので展示も難しいのですが、実際にお子さん 1 人 1 人には、担任の先生がこの教科書って選んだら、保護者の方からすれば、その選ばれたものしか得られないということですね。

石井委員

そうなんです。他の本を見られない、それしか選択肢がない状況ですね。

高橋副課長

教科書なので、というところもありますけども。

はい、分かりました。

石井委員

お願いします。

赤井教育長

ありがとうございます。他に何かご質問、ご意見ありましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、報告事項についてはこの程度としまして、議案第 12 号 令和 9 年度使用宝

塚市公立学校教科用図書の採択の基本方針及び令和 9 年度使用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択方針の決定については、原案どおり可決でよろしいでしょうか。

委員

(承認)

赤井教育長

ありがとうございます。

本日の予定の案件は以上ですが、他に何か報告いただくことはございますか。

飯田課長

他に案件はございません。

赤井教育長

それでは、本日の教育委員会定例会は以上といたします。

ありがとうございました。

————— 閉会 午後 3 時 15 分 —————